予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）概要版

Ⅰ　基本情報

記載項目	予防接種に関する事務
事務の内容	＜定期予防接種に関する事務＞ ＜新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務＞ ＜予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る予防接種事務＞
使用するシステムの名称	健康管理システム，団体内統合宛名システム，共通基盤システム，中間サーバ，予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム
特定個人情報ファイルを取り扱うメリット	・予防接種実施状況を把握し，接種率の低い予防接種について接種勧奨を行い，接種率向上の取組を強化できる。 ・接種履歴を把握することで，誤った時期，年齢，回数及び接種間隔による接種を防止する。 ・健康被害が発生した際に，接種状況等を確認・把握し，迅速な救済を図る。
個人番号利用の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号） ・番号法第 9 条第 1 項　別表 14 の項 ・番号法第 9 条第 1 項　別表 126 の項 ・番号法第 19 条第 6 号（委託先への提供） ・番号法第 19 条第 16 号（人の生命，身体又は財産の保護）
評価担当部署	保健福祉部　保健予防課

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

記載項目	予防接種に関する事務
特定個人情報ファイルの名称	予防接種ファイル
記録する項目	個人番号，氏名，性別，生年月日，住所，連絡先，健康・医療関係情報，識別情報（内部番号），予防接種記録情報
特定個人情報の入手	・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・住民が接種前にマイナポータル等を介して予診票情報を入力する。 ・接種時に医療機関での顔認証端末を用いて、住民がマイナンバーカードで認証する。
特定個人情報の使用	・予防接種の実施に関して，住民情報・予防接種履歴の照会・入力等
ファイルの取扱いの委託	・健康管理システム運用管理業務 ・予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムを活用した情報連携に係る各事務における特定個人情報ファイルの一部の取扱
特定個人情報の提供	提供先：番号法第 19 条第 8 号別表に定める情報照会者 提供する情報：予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの 提供方法：情報提供ネットワークシステム
特定個人情報の保管・消去	【保管場所】 ガバメントクラウドにおける措置：サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，セキュリティ対策はクラウド事業者が実施 特定個人情報は，クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存 中間サーバ・プラットフォームにおける措置：クラウド事業者が保有・管理する環境に設置し，セキュリティ対策はクラウド事業者が実施 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム：各種条件を満たすクラウドサービスを利用し，インターネットからアクセスできないように 制御，サーバ設置場所等への入退室記録管理・施錠管理，データは、暗号化処理をする等 【消去方法】 ガバメントクラウドにおける措置：特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施 国及びガバメントクラウドのクラウド事業者のアクセス制御 中間サーバ・プラットフォームにおける措置：特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム：削除用データの連携又は運用保守事業者に依頼して消去

Ⅲ　特定個人情報の取扱いプロセスにおけるリスク対策

記載項目	予防接種に関する事務
特定個人情報の入手の際のリスクに対する措置	・母子健康手帳，身分証明書などによる本人確認，マイナンバーカードを利用した認証 ・届出等様式は必要な情報のみ記入する様式，また，予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムへは、決められたデータ項目（PMH キーと個人番号）のみが返却されるようシステム的に制御 ・データベースは、市区町村ごとに論理的に区分し、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御
特定個人情報の使用の際のリスクに対する措置	・アクセス権限を個人単位で付与し，システム利用時の生体認証とパスワードによる認証 ・アクセス記録やシステムで実施した作業について記録 ・情報セキュリティに関する研修，自己点検の実施
特定個人情報ファイルの取扱いの委託リスクに対する措置	・委託業者は本市の入札参加有資格者名簿登載業者であることを原則とし，同等業務の履行実績の有無の確認を行い，特定個人情報の保護を適切に行える委託先であることを確認 ・アクセス権限を付与する従業者数を必要最小限に限定 ・健康管理システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして記録
特定個人情報の提供・移転に関するリスクに対する措置	・共通基盤システム（庁内連携システム）による情報の移転を行う情報をあらかじめ仕様にて取り決め，住民情報の変更データ等を随時自動で提供する仕組みを構築 ・特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限を限定し，事務に必要な情報に限定して連携
特定個人情報の保管・消去に関するリスク	① 本市における措置 【物理的対策】 ・サーバを設置する情報システム室から外部に通ずるドアは最小限とし，IC カードと生体認証等にて立入を制限の上，入退室管理システムにより 24 時間入退室を監視 【技術的対策】 ・健康管理システムは外部のインターネットと物理的に接続していない ② ガバメントクラウドにおける措置 【物理的対策】 ・システムのサーバー等は，クラウド事業者が保有・管理する環境に構築，入退室管理等 【技術的対策】 ・国及びクラウド事業者は業務データにアクセスしない契約，アクセス制御 ・クラウド事業者は，ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し，脅威検出や DDos 対策を 24 時間 365 日講じる ③ 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおける措置 【物理的対策】 ・各種条件を満たすクラウドサービスを利用し，サーバ設置場所等への入退室記録管理・施錠管理等 【技術的対策】 ・インターネットからアクセスできないよう制御，データは暗号化処理等

Ⅳ その他のリスク対策

記載項目	予防接種に関する事務
その他のリスク対策に対する措置	中間サーバ・プラットフォームにおける措置：クラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理）等 ガバメントクラウドにおける措置：ガバメントクラウドに起因する障害等の事象の場合，国はクラウド事業者との契約を履行させることで対応 ガバメントクラウドに起因しない事象の場合，ASP 又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応 予診情報・予防接種記録管理／請求支払システムにおける措置：本市の情報セキュリティポリシーやガイドラインに基づいた適切な利用